

「山梨県生活習慣病検診管理指導協議会運営要綱」の制定、施行について

1 制定の理由

附属機関の設置に関する条例施行規則第十三条に基づき、本協議会の組織及び運営に関する事項を定めるため、本運営要綱を制定するものとする。

なお、山梨県生活習慣病検診管理指導協議会設置要綱については、本要綱の施行をもって、廃止するものとする。

2 条例、施行規則との対照表

山梨県生活習慣病検診管理指導協議会運営要綱（案）	参考規定
<p>(目的)</p> <p>第一条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に係る条例（昭和六十年三月二十九日山梨県条例第三号。以下「条例」という。）第二条に基づき設置される山梨県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、同条例施行規則（昭和六十年三月二十九日山梨県規則第八条。以下「規則」という。）第十三条の規定により必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(担当事務)</p> <p>第二条 協議会は、条例別表第一に掲げる担当事務について次の事項を審議するものとし、必要に応じて市町村及び検診実施機関に指導、助言を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市町村及び検診実施機関における生活習慣病検診の評価に関すること。 二 生活習慣病検診従事者指導講習に関すること。 三 その他生活習慣病検診の精度の維持・向上に関すること。 <p>(役員)</p> <p>第三条 条例第五条の規定により、協議会に次の役員を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 会長 一名 二 副会長 二名 <p>2 会長の選任方法その他必要な事項は条例第五条第二項から第五項の規定による。</p> <p>(協議会)</p> <p>第四条 協議会の会議は、条例第六条第一項から第三項の規定による。</p> <p>2 前項にかかわらず、議事が定型化した諮問案件又は会長が必要と認める場合は、委員全員の書面回議により決することができるものとする。</p> <p>(部会)</p> <p>第五条 規則第六条第一項に定める部会と所掌事項は別表による。</p> <p>(部会に属すべき委員)</p> <p>第六条 部会に属すべき委員は、規則第六条第二項の規定により、会長が指名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 部会に属すべき委員の任期は、概ね二年以内とし、新たな指名が行われる日の前日に終了する。 3 部会に属すべき委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <p>(部会の役員)</p> <p>第七条 部会に、部会長及び副部会長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 部会長は委員の互選により、副部会長は、部会長の指名により選出する。 3 部会長は、部会務を総理し、部会を代表する。 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。 <p>(部会の会議)</p> <p>第八条 部会は、必要に応じ部会長が召集し、部会長がその議長となる。</p>	<p>○条例第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる機関を設置し、その担当事務は、同表の担当事務欄に掲げるとおりとする。</p> <p>○規則第十三条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮って定める。</p> <p>○条例第五条 附属機関に、執行機関の規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。 <p>○条例第六条 附属機関の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会議は、執行機関の規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 <p>○規則第六条第一項 条例第七条の規定により、部会又は小委員会を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる部会又は小委員会は、次の表のとおりとする。</p> <p>○規則第六条第二項 部会又は小委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。</p>

山梨県生活習慣病検診管理指導協議会運営要綱（案）	参考規定
<p>（庶務） 第九条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。</p> <p>（補則） 第十条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附則 この要綱は、令和三年三月 日から施行する。</p> <p>別表（略）</p>	<p>○規則第十二条 附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。</p> <p>○規則第十三条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮って定める。</p>

本協議会が、本県条例で定める「附属機関」となり、条例に基づき要綱を定める必要があるため、改正します。

協議会の役員や運営方法は、昨年度以前と変更することはありません。

山梨県生活習慣病検診管理指導協議会運営要綱

(目的)

第一条 この要綱は、山梨県附属機関の設置に係る条例（昭和六十年三月二十九日山梨県条例第三号。以下「条例」という。）第二条に基づき設置される山梨県生活習慣病検診管理指導協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、同条例施行規則（昭和六十年三月二十九日山梨県規則第八条。以下「規則」という。）第十三条の規定により必要な事項を定めることを目的とする。

(担当事務)

第二条 協議会は、条例別表第一に掲げる担当事務について次の事項を審議するものとし、必要に応じて市町村及び検診実施機関に指導、助言を行うものとする。

- 一 市町村及び検診実施機関における生活習慣病検診の評価に関すること。
- 二 生活習慣病検診従事者指導講習に関すること。
- 三 その他生活習慣病検診の精度の維持・向上に関すること。

(役員)

第三条 条例第五条の規定により、協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 一名
 - 二 副会長 二名
- 2 会長の選任方法その他必要な事項は条例第五条第二項から第五項の規定による。

(協議会)

第四条 協議会の会議は、条例第六条第一項から第三項の規定による。

- 2 前項にかかわらず、議事が定型化した諮問案件又は会長が必要と認める場合は、委員全員の書面回議により決することができるものとする。

(部会)

第五条 規則第六条第一項に定める部会と所掌事項は別表による。

(部会に属すべき委員)

第六条 部会に属すべき委員は、規則第六条第二項の規定により、会長が指名する。

- 2 部会に属すべき委員の任期は、概ね二年以内とし、新たな指名が行われる日の前日に終了する。
- 3 部会に属すべき委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の役員)

第七条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は委員の互選により、副部会長は、部会長の指名により選出する。
- 3 部会長は、部会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第八条 部会は、必要に応じ部会長が召集し、部会長がその議長となる。

(庶務)

第九条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課で処理する。

(補則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和三年三月 日から施行する。

別表

部会名	所 掌 事 項
胃がん・ 大腸がん・ 肝がん部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 胃がん、大腸がん及び肝がんに関する検診の実施状況及び結果についての評価 2 検診により発見された胃がん、大腸がん及び肝がん患者についての検診受診歴、病期、治療の状況等の検討及び検診の効果や効率性の評価 3 胃がん検診、大腸がん検診及び肝がん検診に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 胃集団検診追跡調査事業委託結果の評価 5 胃がん、大腸がん及び肝がんに関する検診従事者講習会の開催 6 その他胃がん、大腸がん及び肝がんに関する検診精度の維持・向上に関すること
乳がん・ 子宮がん部 会	<ol style="list-style-type: none"> 1 乳がん及び子宮がんに関する検診の実施状況及び結果についての評価 2 検診により発見された乳がん及び子宮がん患者についての検診受診歴、病期、治療の状況等の検討及び検診の効果や効率性の評価 3 乳がん検診及び子宮がん検診に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 乳がん及び子宮がんに関する検診従事者講習会の開催 5 その他乳がん及び子宮がんに関する検診精度の維持・向上に関すること
肺がん・ 登録評価 部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 肺がんに関する検診の実施状況及び結果についての評価 2 検診により発見された肺がん患者についての検診受診歴、病期、治療の状況等の検討及び検診の効果や効率性の評価 3 肺がん検診に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 肺がんに関する検診従事者講習会の開催 5 その他肺がんに関する検診精度の維持・向上に関すること 6 生活習慣病登録の実施による生活習慣病の動向についての検討 7 市町村が実施する生活習慣病予防対策についての評価 8 その他生活習慣病検診の登録事業及び生活習慣病予防対策の評価に必要な事項の検討
循環器疾患 等部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本健康診査等の実施状況及び結果についての評価 2 健診により発見された循環器疾患等の患者についての検査結果、治療の状況等の検討及び基本健康診査の効果や効率性の評価 3 基本健康診査等に関する精検受診率を向上させるための具体的改善策の検討 4 基本健康診査従事者講習会の開催 5 その他基本健康診査等の精度の維持・向上に関すること

令和2年度 山梨県生活習慣病検診管理指導協議会委員・部会員名簿

区分	役職	氏名	所 属	職 名	備 考
協議会	会長	篠原 文雄	篠原医院	医師会理事	医師会推薦
	副会長	長田 忠孝	山梨県健康管理事業団	診療所長	専門委員 (県から依頼)
	副会長	宮坂 芳明	県立中央病院 通院型がんセンター	統括部長	中央病院推薦
胃がん・ 大腸がん・ 肝がん部会		飯野 弥	市立甲府病院 外科	診療部長	専門委員 (県から依頼)
	部会長	依田 芳起	山梨県厚生連健康管理センター	所 長	専門委員 (県から依頼)
	副部会長	佐々木 勝彌	里吉内科クリニック	医師会理事	医師会推薦
		榎本 信幸	山梨大学医学部第一内科	教 授	山梨大学推薦
		宮坂 芳明	県立中央病院 通院型がんセンター	統括部長	中央病院推薦
		渡辺 小一	富士吉田市健康長寿課	課 長	富士・東部保健所推薦
		矢崎 貴恵	山梨市健康増進課	課 長	峡東保健所推薦
		津金 永二	中北保健所	所 長	保健所長会推薦
乳がん・ 子宮がん部会		森澤 孝行	竜王レディースクリニック	産婦人科医会長	専門委員 (県から依頼)
	部会長	寺本 勝寛	山梨県厚生連健康管理センター	医 師	専門委員 (県から依頼)
		野方 尚	地域医療機能推進機構 山梨病院	副 院 長	専門委員 (県から依頼)
		端 晶彦	山梨大学医学部 医療福祉支援センター	准 教 授	山梨大学推薦
	副部会長	中込 博	県立中央病院	副院長	中央病院推薦
		宮澤 敏彦	双葉クリニック	医師会理事	医師会推薦
		野沢 文香	中央市健康増進課	課 長	中北保健所推薦
		佐野 武人	南部町福祉保健課	課 長	峡南保健所推薦
		中根 貴弥	富士・東部保健所	所 長	保健所長会推薦
肺がん・ 登録評価部会	部会長	長田 忠孝	山梨県健康管理事業団	診療所長	専門委員 (県から依頼)
		溝部 政史	溝部医院	医師会理事	医師会推薦
		宮下 義啓	県立中央病院 肺がん・呼吸器病センター	統括部長	中央病院推薦
		近藤 哲夫	山梨大学医学部人体病理学	教 授	専門委員 (県から依頼)
	副部会長	山縣 然太郎	山梨大学大学院 総合研究部	教 授	山梨大学推薦
		平賀 幸弘	県立中央病院	院 長	中央病院推薦
		長谷川 達弥	丹波山村住民生活課	課 長	富士・東部保健所推薦
		齊藤 美穂	南アルプス市健康増進課	課 長	峡北支所推薦
循環器 疾患等部会	部会長	篠原 文雄	篠原医院	医師会理事	医師会推薦
		渡辺 亜矢子	甲府市地域保健課	課 長	市長会
		佐野 武人	南部町福祉保健課	課 長	町村会(乳がん・子宮がん部会兼任)
		廣瀬 久文	公益財団法人 山梨県健康管理事業団	専務理事	
		岩佐 敏	峡南保健所	所 長	保健所長会推薦

人事異動による入れ替わり（黄色部分）のほかに、変更はありません。